

鴻巣市環境基本計画（案）

目次

第1章 鴻巣市環境基本計画について	1
第2章 計画の課題と目指す方向性	3
1 環境問題をめぐる社会動向	4
2 前計画の総括と課題	6
3 市民の環境に対する考えや要望～アンケート集計結果より～	8
4 環境基本計画改定に向けて～計画改定の方針など～	10
第3章 計画が目指す環境の姿と取組の方向	12
第4章 計画で進めていく取組	14
1 計画で重点的に進めていく取組	15
重点取組1 自然とのふれあいを楽しみます	15
重点取組2 エコライフを楽しみ ^{コッ コッ}CO₂CO₂減らします	21
重点取組3 4Rを進め 資源を有効に活用します	27
2 各分野に共通する基本的な取組	33
共通基本取組1 身近な環境に興味を持ち 改善に向け行動します	33
共通基本取組2 環境に関心を持ち 活動に参加します	37
第5章 計画を推進していくために	41
1 本計画の位置づけ	41
2 計画の進行管理	42
資料編	45
1 鴻巣市環境基本条例	46
その他	

第1章

鴻巣市環境基本計画について

環境基本計画とは

鴻巣市環境基本計画は、環境基本条例に基づき、環境の保全と創造に係る長期的な視点に立った取組を、計画的かつ総合的に進めていくための計画です。よりよい地域づくりのための様々な施策を、バランス良く効率的に進めていくための基本的な指針となるもので、鴻巣市が進むべき方向を明確に示している「第6次鴻巣市総合振興計画」の環境施策の個別計画として位置付けられています。

より良い環境の実現に向けて

現代の環境問題は、“私たちの暮らし”が原因となる一方で、その“環境問題”から私たちの暮らしが様々な影響を受けているという特徴があります。例えば、地球温暖化問題は、私たちの暮らしや経済活動から排出されるCO₂が一因となっています。そして、地球温暖化による極端な気象・気候変化は私たちの暮らしにも様々な影響を及ぼしています。

このような近年の環境問題に適切に対応していくためには、市だけではなく、市民の皆さんや事業を営む事業所の皆さんと、一緒に協力し合い、鴻巣市の環境をより良い状態にしていく必要があります。

こうした努力が、私たちが生きる地球規模の環境を守ることにもなり、これからの未来を担う子供たちに自然豊かな鴻巣の環境を残すことにつながります。

このようなより良い環境の実現に向け、私たち一人ひとりが取り組むべき内容を明確にするために環境基本計画があるのです。

鴻巣市環境基本計画では

より良い環境の実現にむけ、

市民・事業者のみなさんと市が連携・協力して、取り組むべき

環境づくりの方向 を示します。

また、こうした取組を進めていくために、

重点的に進めていく取組の内容 を明らかにします。

一緒に、環境について考え、取組を進めていきましょう。

【対象とする環境の範囲】

この計画が対象とする環境の範囲は、「持続可能な社会」の基本的な社会像である

●自然共生社会


●低炭素社会

●循環型社会

の実現と、それらの実現を支える

●安全・安心が確保される社会

●協働社会



イメージ図掲載

【計画の期間】

この計画の期間は、平成30（2018）年度から平成39（2027）年度です。
なお、社会情勢の変化など踏まえ、必要に応じて見直していきます。

第2章

計画の課題と目指す方向性

本計画では、鴻巣市を取り巻く社会情勢、環境問題をめぐる動向、前計画の課題、環境に関するアンケートの集計結果をもとに、目指す方向性について示しています。

鴻巣市を取り巻く社会情勢など

■鴻巣市の主な特性

- 首都圏 50 km に位置し、JR 高崎線や国道 17 号線などの発展に伴い、戦後宅地開発が進み、人口が急増。
- 平成 17 年に鴻巣市、吹上町、川里町が合併し、新たな鴻巣市としてスタート。
- 江戸時代には中山道の宿場、鴻巣宿として発展。
- 380 年余の伝統を誇る「ひな人形のまち」として有名。また、市域の約半分が農地で、水田と花き栽培が中心で、近年「花のまち」としても有名。

■社会情勢

- 人口は、近年増加傾向に歯止めがかかり、平成 22 年以降は若干の減少に転じ、少子高齢化が進行し、超高齢社会に突入。
第6次鴻巣市総合振興計画の将来人口展望：112,700 人〔平成38（2026）年〕
- 産業は、就業人口・生産額では第3次産業が主。また、第2次産業は、平成 20 年以降の経済不況の影響などにより回復が遅れている状況。

深刻化する地球環境問題

■地球温暖化による影響の深刻化

地球温暖化は、気温の上昇だけでなく、異常高温（熱波）や大雨、干ばつの増加などのさまざまな気候変化を伴い、その影響は、既に自然界や生態系に表れています。また、将来の地球の気温は、さらに上昇すると予想され、水、生態系、食糧、沿岸域、健康などのさまざまな分野・場面で、より深刻な影響が生じると考えられます。

こうした気候変化がもたらすさまざまな社会的・経済的影響を、全世界で少しでも小さくしていくことが重要な課題となっています。

■深刻化する生物多様性の損失と劣化

私たち人間によるさまざまな活動（自然の乱開発、水産資源の過剰漁獲、化学物質や外来種による生態系への影響など）や地球温暖化に伴う気候変動により、近年、地球上の種の絶滅スピードが自然状態の約 100～1,000 倍に加速。将来的には、さらにその 10 倍以上になると予測されるなど、たくさんの生物が危機に瀕しています。

こうした地球規模で生物多様性の損失と劣化が急速に進んできており、このまま進むと人類にとって、取り返しのつかない事態を招く恐れがあると言われています。

1 環境問題をめぐる社会動向

目標や計画の策定

自然共生社会

国際社会では

持続可能な開発目標の共有

平成 27 (2015) 年の国連総会で、環境保全と貧困撲滅に向けた「持続可能な開発目標 (SDGs)」とその実現に向けた行動計画が採択。

社会・経済に加え環境に関するさまざまな課題を総合的なものとして認識し、目標である平成 42 (2030) 年に向けて、解決のために行動していくという強い意志を共有しました。

※SDGs (Sustainable Development Goals の略)

生物多様性保全に向けた合意の形成

平成 22 (2010) 年に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) で、生物多様性保全に関する「名古屋議定書」採択と「愛知目標」が合意。

今後、生物多様性への理解を浸透させていくことが、共通の課題となりました。

日本では

持続可能な社会の実現に向け

東日本大震災後に改定された環境基本計画 (第四次) では、環境行政の目標として「持続可能な社会」を位置づけ、その実現に向け、

「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の各分野を統合的に達成することに加え、その基盤として「安全が確保される社会」が位置づけられました。

生物多様性保全と自然共生社会のあり方

生物多様性の保全推進に向け、「生物多様性保全地域連携促進法」の制定と「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、愛知目標の達成に向けた目標と取組方針など、自然共生社会のあり方を示し、生物多様性の理解の浸透や取組を進めています。環境省では地域における人と自然との関係の見直し、里地・里山・里海の保全と再生・活用などの取組を進めています。

県では

持続可能な埼玉の未来を描く

持続的に発展することができる社会をめざした埼玉県環境基本計画 (第 4 次) を策定し、低炭素・循環型・自然共生・環境保全型・協働の各社会づくりを長期的目標に定め、その実現に向けた取組を進めています。

身近な場所でできる生物多様性の保全

平地、丘陵、山地などにおける生物多様性を保全する考え方と取組事例を示した「生物多様性保全県戦略」を策定し、身近な場所でもできる生物多様性の保全への取組を進めています。

市では

鴻巣市の取組

環境基本条例に基づき「環境基本計画」を平成 20 年に策定し、環境の保全・創造に向けた取組を進めています。

コウノトリの里づくり

「コウノトリの里づくり基本計画」や「緑の基本計画」を策定し、生物多様性の保全と水と緑を活かしたまちづくりを進めることでコウノトリが舞うような自然共生社会の形成を目指しています。

課題

- パリ協定の実現に向け、さらなる地球温暖化対策への取組の展開
- 愛知目標の実現に向け、生物多様性保全への理解の浸透と取組の展開
- 循環型社会の実現に向け、さらなるごみ減量・資源化、4R の展開

本計画の改定にあたっては、国際社会、日本、埼玉県、市の動向を考慮し、一体となって取組を進められるようにしています。

低炭素社会

パリ協定が発効

第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で、全ての国が参加する温室効果ガス排出抑制に向けた国際的枠組み「パリ協定」が採択。

世界共通の長期目標として、産業革命後の世界の平均気温の上昇を2℃以内（努力目標1.5℃）に抑えること、全ての国がその実現に向けた排出抑制目標を定め、野心的な取組を実施し、地球温暖化を緩和していくことが定められました。

温室効果ガス排出量26%削減をめざす

パリ協定を踏まえ、平成42（2030）年度の温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で26%の削減を目標としました。

この目標の実現に向け、平成27（2015）年に、「地球温暖化対策計画」と「気候変動の影響への適応計画」を策定し、地球温暖化対策を「抑制」と「適応」の両面から進めていくこととしました。

ストップ温暖化・埼玉県ナビゲーション2050

地球温暖化対策推進条例を制定。平成32（2020）年の県内の温室効果ガス排出量の平成17（2005）年比21%削減をめざし、省エネルギーと再生可能エネルギー利用を進めています。

省エネルギー・新エネルギーの推進

地球温暖化対策実行計画や地域新エネルギービジョンの策定、環境基本計画による普及啓発を進めています。また、住宅用新・省エネルギー機器設置費補助など新エネルギー活用の普及・促進によるCO₂排出量の抑制を進めています。

循環型社会

資源の減少と世界規模での資源制約

大量生産・大量消費型の経済社会活動による大量廃棄型の社会は、環境保全と健全な物質循環を阻害し、温室効果ガスの排出や天然資源の枯渇、大規模な資源採取による自然破壊など、さまざまな環境問題とも深く関わっています。

今後、世界規模での資源消費の急増に伴い、資源価格の高騰や需給ひっ迫、資源の品質低下など、資源利用への制約が強まると予想されています。

2Rの取組強化

資源を有効に活用し、廃棄物を最小限に抑える社会をめざし、循環型社会形成推進基本法の制定と循環型社会形成推進基本計画（第三次）を策定。

最終処分量の削減、リサイクルに比べ取組が遅れている2R（リデュース・リユース）の取組強化、有用金属の回収などを進めています。

東日本大震災を教訓に、大規模災害時での廃棄物の円滑な処理体制づくりを進めています。

3Rの推進

循環型社会形成に向けた取組を総合的に進めていくため廃棄物処理基本計画を策定し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進と廃棄物適正処理、環境産業育成を進めています。

4Rの推進

鴻巣市一般廃棄物処理基本計画によりごみの減量・資源化と適正処理を進めています。

ごみの減量・資源化に向け、4R（リデュース、リフューズ、リユース、リサイクル）を積極的に推進し、循環型社会の形成をめざしています。

- 国や県の取組の方向と合わせた取組の展開と広域的な連携づくり
- 第6次鴻巣市総合振興計画との整合性

2 前計画の総括と課題

前計画の概要

前計画は平成25(2013)年3月に策定され、「一人ひとりの行動から花と緑に彩られた、住んで心地よいまちに鴻巣を変えていこう!」という基本理念に基づき、「田園と荒川等河川の自然に親しみ花と緑に彩られたまち」、「安全安心で快適に暮らせる健康ライフのまち」、「一人ひとりがエコライフを実践しているまち」、という3つの望ましい環境像の実現のために、4つの基本目標(右表)を定め、様々な施策に取り組んでまいりました。

前計画の達成度

前計画では第5次鴻巣市総合振興計画で掲げる成果指標を使用し進行管理をしてきました。基本目標1では、公園緑地整備に関する指標の達成に伴い、公園や緑地に対する満足度にも向上が見られます。また、緑化活動を行っている市民の割合は減少しています。基本目標2では、生活排水対策が進み水質指標にも改善が見られます。また、生活環境に関する苦情や事業所・事業者への苦情件数は増加傾向にあります。基本目標3では、ごみ排出量は減少しているものの、資源化率やごみ収集コストに関する指標は悪化しています。また、交通環境の整備に関する指標は達成しており、関連するバスの利便性や生活道路の整備に関する満足度も下方進捗ではあるものの達成に近い値を示しています。また、地球温暖化に向けた取組を行っている市民の割合は約4割にとどまります。基本目標4では概ね達成に近い値を示しています。

成果指標40項目中、達成18項目、上方進捗8、下方進捗13、横ばい1項目となっており、達成、上方進捗を含めると約7割の項目において取組の成果が表れる結果となりました。

前計画の課題を受けた改定の方向性

今回の改定にあたって、第6次鴻巣市総合振興計画との整合性を図った上で前計画の達成度を考慮した取組を取り上げる必要があります。また、厳しい行政運営の中にあっても効果的に環境施策を推進していくため、前計画のように幅広い環境分野を網羅的に取り扱うのではなく、他分野の計画との役割分担や連携を高め、環境の重点分野に取り組みを絞り込む必要があります。取組を絞ることに伴い、施策の取組がより反映される指標の選定が必要です。

この他、生物多様性や外来生物問題、気候変動に伴う影響への対応、人口減少社会から派生する問題など、近年さらに重要性を増した問題を取り上げる必要があります。

課題

- 前計画の達成度を考慮した取組の選定
- 他の計画との役割分担の明確化と連携
- 環境の重点分野に絞った取組の推進
- 施策の取組がより反映される指標値の選定
- 近年さらに重要性を増した問題を取り上げる必要性

表 前環境基本計画における指標達成状況一覧

基本目標	成果指標	内容	平成28年	平成28年 目標値	達成 状況
1 自然を身近 に感じる まちづくり	市民一人当たり公園・緑地面積	公園緑地面積/人口	7.28㎡	6.56㎡	○
	公園に対する満足度	市民アンケートで取得	73.6%	75%	↓
	公園・緑地面積		86.62ha	78.77ha	○
	身近に緑に親しめる環境があると思 う市民の割合	市民アンケートで取得	82.7%	80%	○
	住民全体で管理している公園数	公園整備奉仕活動推進要綱に基づく奉仕活動 団体数	39件	47件	→
	公園についての苦情件数	都市公園苦情受付簿の合計数	118件	120件	○
	緑化活動を行っている市民の割合	市民アンケートで取得	37.4%	55%	↓
2 安心安全で 健康に暮ら せるまちづ くり	河川における水質値（BOD）	水質検査結果 17 箇所の平均値	4.8 mg/L	3mg/L	↑
	河川における水質値（SS）	水質検査結果 17 箇所の平均値	6.4mg/L	12mg/L	○
	汚水処理世帯接続率	公共+農集+合併浄化槽接続世帯数/世帯数	87.1%	90%	↑
	公共下水道人口普及率	処理区域内人口/人口	76.7%	75.80%	○
	公共下水道水洗化率	公共水洗化人口/処理区域内人口	94.6%	95%	↑
	公共下水道未接続世帯数	公共処理区域内世帯数－接続世帯数	1,848世帯	2,032世帯	○
	農業集落排水処理世帯普及率	農集接続世帯/農集処理区域内世帯数	90.4%	95%	↑
	農業集落排水施設の未接続世帯数	農集処理区域内世帯数－接続世帯数	104世帯	99世帯	↑
	汚水処理（合併処理浄化槽）普及率	合併浄化槽設置世帯数/（行政世帯数－公共 認可区域内世帯数－農集処理区域内世帯数）	10.2%	9.80%	○
	冠水箇所数	大雨で市が収集した箇所と市民からの通報等 に対応した箇所	25件	26件	○
	生活環境に関する苦情件数		404件	265件	↓
	事業所・事業者への苦情件数		105件	60件	↓
	ペットに関する苦情件数		7件	16件	○
	合併処理浄化槽の新規設置世帯数	合併浄化槽の補助金交付数	19世帯	10世帯	○
開発指導による雨水流出抑制量	開発指導による雨水流出抑制に係る計画調整 量の合計	4,000㎡	18,000㎡	↓	
3 地球温暖化 対策と循環 型のまちづ くり	一人一日当たりのごみ排出量	年間ごみ総排出量/人口/365日	773g	760g	↑
	資源化率	年間資源物排出量/年間ごみ総排出量	28.7%	32.50%	↓
	一人当たり可燃不燃ごみ収集コスト	可燃不燃ごみ年間収集費/人口	1,953円	1,700円	↓
	一人当たり可燃不燃ごみ処理コスト	可燃不燃ごみ年間処理費/人口	4,846円	4,900円	○
	バスの利便性に関する満足度	市民アンケートで取得	56.5%	60%	↓
	生活道路の整備に関する満足度	市民アンケートで取得	68.1%	70%	↓
	幹線道路の歩道整備率	幹線道路の歩道延長/幹線道路延長（幹線道 路：市道1、2級）	33.68%	32%	○
	市内におけるバス営業のべ距離数	民間路線距離数+コミュニティバス路線距離数	140.78km	118.6km	○
	放置自転車数	放置自転車撤去数	134件	300件	○
	地球温暖化防止に向けた取組を行っ ている市民の割合	市民アンケートで取得	40.5%	70%	↓
	環境対策を行っている事業者の割合	課独自調査で取得	81.0%	60%	○
	環境衛生委員ごみ減量化活動回数		11回	16回	↓
	二酸化炭素の削減率	前年度比（庁舎内環境配慮推進事業）	-3.2%	毎年、基準 年の1%以 上削減	↑
	用紙使用量の削減率	前年度比（庁舎内環境配慮推進事業）	5.3%		↓
水道使用量の削減率	前年度比（庁舎内環境配慮推進事業）	-0.8%	↑		
4 参画と協働 による環境 まちづくり	NPO 団体数（環境関連）	環境関連に限らないNPO 団体数：13 団体	39 団体	25 団体	○
	ボランティア団体数（環境関連）	環境関連に限らないボランティア団体数	102 団体	105 団体	↓
	地域花づくり団体数	花のコミュニティ補助金交付団体数	16 件	15 件	○

目標達成状況欄 ○；達成、↑；上方進捗、
→；変動なし、↓；下方進捗

3 市民の環境に対する考えや要望～アンケート集計結果より～

環境に関するアンケートをもとに、本計画で取り組むべき方向を定めていきます。

問5 身近な環境の満足度について

項目	満足度
1 空気のおい	65.7%
2 食料や日用品などの買い物のしやすさ	64.3%
3 空気のきれいさ	63.3%
4 まちの静けさ	62.3%
5 まちの清潔さやきれいさ	57.7%
6 自然災害（水害など）からの安全性	54.7%
7 緑とのふれあい、親しみやすさ	50.7%
8 農業や土とのふれあい	47.0%
9 自転車の利用しやすさ	46.3%
10 公共交通（バス、電車）の便利さ	44.7%
11 公園や広場の環境、利用しやすさ	40.7%
12 まわりの景色や街並みの美しさ	40.0%
13 有害化学物質（大気や水質など）からの安全性	38.7%
14 放射性物質からの安全性	37.3%
15 生き物（野鳥、昆虫など）とのふれあい	35.7%
16 川や水路の水のきれいさ	29.7%
17 水辺とのふれあい、親しみやすさ	26.7%
18 耕作放棄地や空き地の管理状況	25.7%

※回答者数 300 人における割合です。
※満足度は、「満足」と「やや満足」の回答割合の合計です。

空気やまちの静けさ、緑や土とのふれあい、安全性や利便性などの項目で満足度が高い傾向にありました。
鴻巣市の豊かな緑や農地、立地、などに対する満足度が比較的高いと推測されます。

耕作放棄地や空き地問題の満足度が低いのは、人口減少や産業構造の変化が原因と思われます。
また、水のきれいさ、水辺や生きものとのふれあいは、緑や土とのふれあいと比較すると満足度が低い傾向にありました。

問6 将来の鴻巣市がどのような環境であつたらよいか

項目	割合
1 きれいな空気が保たれているまち	59.7%
2 子どもたちが安心して遊べる緑や水辺のあるまち	58.7%
3 不法投棄やポイ捨てのないモラルの高いまち	47.0%
4 バスなど公共交通が便利で車に頼らないまち	43.0%
5 自転車利用や歩いて暮らせる「まち歩き」が楽しいまち	41.3%
6 鴻巣の自然や文化・景観を守り育てる美しいまち	40.3%
7 魚などが生息するきれいな川や水辺があるまち	35.3%
8 地域の農産物が流通する地産地消のまち	35.3%
9 工場や住宅地にも緑や花がいっぱいのまち	22.7%
10 農地や屋敷林・河畔林が残る緑豊かなまち	17.3%
11 環境教育や環境保全活動が進められているまち	16.3%
12 地域清掃などコミュニティ活動が盛んなまち	16.3%
13 自然エネルギーなどを利用するクリーンエネルギーのまち	15.3%
14 資源の再利用やリサイクルが進む資源循環のまち	13.0%

安全や健康に関する項目は、特に要望が高いということがわかりました。
また、問5では水辺や生きものなどのふれあいの満足度は低い一方、問6では子どもたちの遊び場としての要望が高いということがわかりました。

課題

- 生きものや水辺など、自然とふれあえる機会の充実
- 安心・安全に対する関心の高さによる生活環境の保全と改善の継続

問7 鴻巣市の環境を良くしていく取組について

項目	重要性
1 公害や環境汚染、有害物質などからの安全・健康の確保	93.3%
2 市内の環境や環境問題についての分かりやすい情報提供	86.0%
3 環境問題への理解を深める環境教育・学習の推進	85.0%
4 ごみの減量・資源化の一層の推進	84.0%
5 市民・事業者・市の省資源・省エネの取組の推進	83.0%
6 地球温暖化など気候変動による影響への適応の検討	81.3%
7 在来生物の生息環境の保全・再生、特定外来種対策など	80.0%
8 農地や社寺林・屋敷林・河畔林などの緑の保全と管理	78.7%
9 施設や交通の適正配置など環境負荷の少ない都市づくり	77.0%
10 再生可能エネルギーによるエネルギー地産地消の推進	72.3%

※回答者数 300 人における割合です。
 ※重要性は、「とても重要」と「やや重要」の回答割合の合計です。

安全・健康の確保は、ほとんどの方が取り組んでいくことが重要としました。
 また、環境の情報提供や環境教育、ごみの減量、地球温暖化、生物多様性などに関する項目は 8 割を超える方が重要としました。

問8 環境保全に係る活動への参加について

項目	割合
1 積極的に参加していきたい	4.0%
2 機会や時間があれば参加したい	54.7%
3 職場の協力があれば参加したい	3.7%
4 自分にメリットがあれば参加したい	11.0%
5 参加や協力するつもりはない	3.7%
6 わからない	21.3%

73.4%

7 割以上の方が、環境保全活動に参加したいと回答しました。市民の参加意欲の高さが伺えます。

問10 ①鴻巣市環境基本計画を知っていますか

項目	割合
1 内容を知っている、計画書や概要版などを読んだことがある	5.0%
2 名前は聞いたことがある	23.3%
3 知らないが、関心がある	56.7%
4 知らないし、関心がない	11.7%

68.4%

計画書を読んだことがある方はわずか5%でした。
 知らない方は68.4%ですが、その内の8割以上（全体の56.7%）の方は関心があると回答し、関心はあることがわかりました。

問10 ②市HPでの環境課のページを見たことがありますか

項目	割合
1 よく閲覧し情報を得ている	0.3%
2 必要に応じて閲覧している	8.3%
3 閲覧したことがある	12.0%
4 見たことがない	59.7%
5 パソコンなどが使えない	16.0%

75.7%

75.7%の方が見たことがないと回答し、HPがほとんど閲覧されていない状況ということがわかりました。

- 環境保全活動への参加のきっかけづくりや機会の充実
- 市民にも分かりやすい計画づくりや普及啓発
- 分かりやすい環境情報の提供と提供方法の多様化

4 環境基本計画改定に向けて～計画改定の方針など～

ここまで整理した課題などを踏まえ、鴻巣市環境基本計画の改定に向けての基本的な方針や取組の方向を示しています。

1 環境問題をめぐる社会動向

- パリ協定の実現に向け、さらなる地球温暖化対策への取組の展開
- 愛知目標の実現に向け、生物多様性保全への理解の浸透と取組の展開
- 循環型社会の実現に向け、さらなるごみ減量・資源化、4Rの展開
- 国や県の取組の方向と合わせた取組の展開と広域的な連携づくり
- 第6次鴻巣市総合振興計画との整合性

2 前計画の総括と課題

- 前計画の達成度を考慮した取組の選定
- 他の計画との役割分担の明確化と連携
- 環境の重点分野に絞った取組の推進
- 施策の取組がより反映される指標値の選定
- 近年さらに重要性を増した問題を取り上げる必要性

3 市民の環境に対する考えや要望

- 生きものや水辺など、自然とふれあえる機会の充実
- 安心・安全に対する関心の高さによる生活環境の保全と改善の継続
- 環境保全活動への参加のきっかけづくりや機会の充実
- 市民にもわかりやすい計画づくりや普及啓発
- わかりやすい環境情報の提供と提供方法の多様化

環境基本計画改定の方向（方針）

① 国際社会、国、県の取組の方向を踏まえ、取組の体系の整合化

- ・自然共生社会、低炭素社会、循環型社会、安全が確保される社会など、取組の方向を合わせる

② 市の関連計画との連携・連動の強化

- ・第6次鴻巣市総合振興計画との連動による計画の進行管理の効率化、重点的取組等の進行管理
- ・関連する他の計画や施策との役割分担を示し、連携を図る

③ 3つの環境分野に取組を重点化

- ・自然共生社会
（自然とのふれあいによる生物多様性の理解の推進）
- ・低炭素社会
（パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の推進）
- ・循環型社会
（ごみの減量・資源化を目指した4Rの推進）

④ 3つの環境分野に共通する取組の継続的な推進

- ・「安全・安心」の確保に係る取組の継続的な推進
- ・「協働」により市民・事業者・市の取組をさらに推進

⑤ 市民にとって分かりやすい計画へ

- ・計画の内容を簡潔にし、計画の発信と普及を進める
- ・各主体の役割や取組が一覧で分かるようにし、内容の共有化を目指す

⑥ 楽しく、ふれあい重視で進められる取組の展開

- ・多様なライフスタイルに応じて、楽しみながら実践できる取組や情報の発信を目指す
- ・わかりやすい環境情報の整備と提供を進める

第3章

計画がめざす環境の姿と取組の方向

環境づくりの方向

望ましい環境像（鴻巣市総合振興計画が掲げる「将来都市像」を環境像とします。）

「花かおり 緑あふれ
人輝くまち こうのす」

市のシンボルである「花」につつまれ、荒川や元荒川、広大な田園地帯などの豊かな「緑」の環境の中で、まちを支える「人」が輝きながら住み続けることができるまちを創ります。

望ましい環境像を達成するための環境分野の基本目標

基本目標 1（自然共生社会）

人にも生きものにも
やさしい
自然共生のまちづくり

基本目標 2（低炭素社会）

地域にも地球にも
やさしい
低炭素のまちづくり

基本目標 3（循環型社会）

くらしにも環境にも
やさしい
循環型のまちづくり

基本目標 4（安全・安心社会）

安全・安心に暮らせる
快適なまちづくり

基本目標 5（協働社会）

協働により、環境を守り・
育てる まちづくり

取組の方向

- ① 荒川等の河川を中心とした自然の保全・再生
- ② 生きものとのふれあいの確保
- ③ 農地の保全と活用
- ④ 都市緑化の推進

- ① 省エネルギー等エコライフの推進
- ② 再生可能エネルギーの利用促進
- ③ 省エネルギー型まちづくりの推進

- ① 4R（ごみの発生抑制とリサイクル）の推進
- ② 不法投棄の防止、ごみの適正処理の推進
- ③ 災害時廃棄物処理の体制整備

- ① さわやかな空気の保全・回復
- ② 清らかな水循環の回復
- ③ 環境面からのリスクの低減

- ① 環境教育・環境学習の推進
- ② 環境保全活動のネットワーク充実
- ③ 環境情報の提供・共有化の推進

この計画では、望ましい環境像の達成に向け、環境をより良くするための3分野（自然共生、低炭素、循環型）と共通する2分野（安全・安心、協働）を定め、各分野に関する取組を示しています。

計画で進める重点取組及び各分野に共通する共通基本取組

重点取組1

自然とのふれあいを
楽しみます

- ① ふれあいを楽しむ
- ② 自然の恵みを考える
- ③ 守り・創り・継承する

P15

重点取組2

エコライフを楽しみ
CO₂CO₂減らします

- ① エコライフを楽しむ
- ② エネルギーをスマートに使う
- ③ 適応する

P21

重点取組3

4Rを進め
資源を有効に活用します

- ① 減らす
- ② 再利用する
- ③ 適正に処理する

P27

共通基本取組1

身近な環境に興味を持ち
改善に向け行動します

- ① 環境を監視・調べる・知る
- ② 改善する・リスクを減らす

P33

共通基本取組2

環境に関心を持ち
活動に参加します

- ① 学ぶ・考える
- ② 行動する

P37

第4章

計画で進めていく取組

第4章では重点取組と取組全般に該当する共通基本取組について取り上げています。

重点取組

望ましい環境像「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」の達成に向け、自然共生社会、低炭素社会、循環型社会におけるそれぞれの基本目標を達成していくため、市民・事業者・市が協働で進めていく取組を定めています。

共通基本取組

望ましい環境像の達成に向け、自然共生社会、低炭素社会、循環型社会の各分野に共通する安全・安心社会、協働社会を達成するため、市民・事業者・市が協働で進めていく取組を定めています。

各関連計画から採用している指標値について

本計画では指標の選定にあたって、鴻巣市第6次総合振興計画及び一般廃棄物処理基本計画の指標の中から一部関連性が高いものを採用しています。ただし、本計画は各関連計画と目標年度が異なることから、各関連計画の指標値算出根拠を元に、本計画の目標年度に合わせた指標値を用いています。

4-1 計画で重点的に進めていく取組

重点取組1 自然とのふれあいを楽しみます

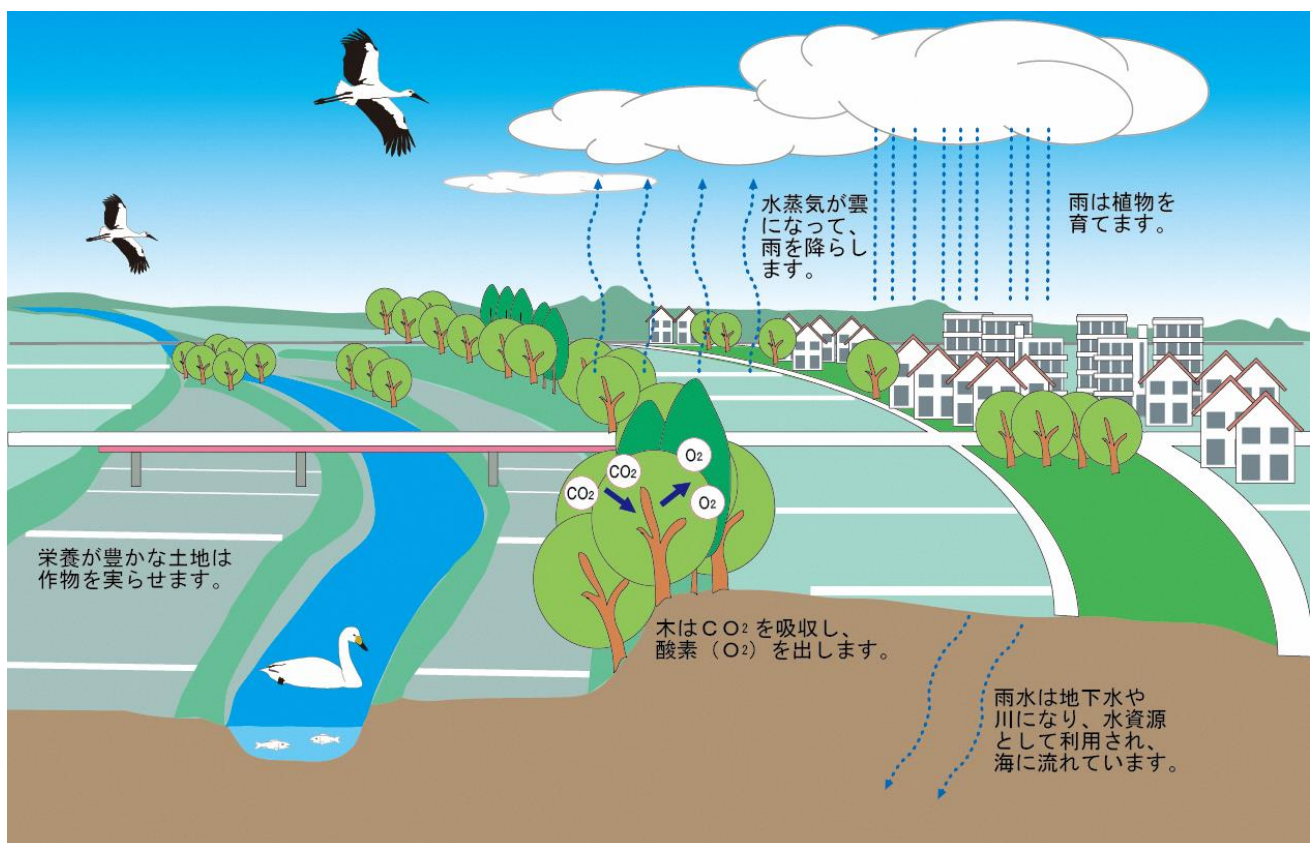
～自然共生社会の実現に向けて～

自然共生社会とは、人間と地球に生きるすべての生物が共に暮らすことができ、自然からの恵みを受け続けることができる社会のことを言います。

現在も、私たちは自然からの恵みを受けながら生活していますが、ライフスタイルの変化、自然への関心の低下、開発行為、外来種の侵入、里山等の管理不足などによって、自然や生物の多様性が損なわれてきており、このままでは将来にわたって自然の恵みを受け続けることができなくなってしまうと言われています。

そのため、私たちはもう一度、自然と共生したくらしについて考え、生物多様性の保全や自然とのふれあいを深めていくことにより、自然共生社会の実現を目指した取組を推進していく必要があります。

水と緑に恵まれた自然環境を、コウノトリが舞うような多様で豊かなものにし、自然と共生する持続可能な魅力あるまちづくりを進めていきましょう。



重点取組 1

自然とのふれあいを楽しみます

まずは身近な自然とのふれあいを楽しみ、自然から受ける恵みや生きものが果たす役割について考えてみましょう。そして、鴻巣市の自然がより良くなるような活動に参加し、豊かな自然を次世代につないでいきましょう。

1-① ふれあいを楽しむ

身近な自然に目を向け、自分に合った自然とのふれあいを楽しみましょう。

1-② 自然の恵みを考える

自然観察や動植物調査、自然環境学習などに参加し、地域の自然や生きものについて学び、水辺や緑、土、生きものが果たしている役割について考えてみましょう。

1-③ 守り・創り・継承する

水辺や緑地の自然環境の保全や再生、維持管理、整備を進め、より良好な状態で活用していくとともに、それらを将来に引き継いでいきましょう。

市の取組

- 自然とのふれあい情報を発信します。
- 住まい周辺の緑化を推進・支援します。
- 自然の中での遊びを支援します。
- 自然とふれあうウォーキングを推奨します。
- 生物多様性について、学習機会と情報提供を充実します。
- 自然観察や自然体験などのイベントを充実します。
- 市民、事業者との協働による自然調査を進めていきます。
- 水辺や林の自然再生を進めます。
- 元荒川の自然を活かした水辺のふれあい空間を整備していきます。
- 環境にやさしい農業を推奨します。
- 特定外来生物対策を進めます。

主な関連計画

- 鴻巣市コウノトリの里づくり基本計画（H27-H31） ● 鴻巣市緑の基本計画（H21-H37）
- 鴻巣市都市計画マスタープラン（H21-H37） ● 鴻巣農業振興地域整備計画書（H19～）
- 鴻巣市農業の有する多面的機能の発揮の促進に係る計画 ● 鴻巣市森林整備計画（H25-H34）

市民の取組

- ウォーキングをしながら、自然や文化とのふれあいを楽しみます。
 - ガーデニングなどの緑化を楽しみます。
 - 身近な水辺や林などの自然にふれあいます。
-
- 生きものの特性、暮らし方、役割について学びます。
 - 自然観察や自然体験などのイベントに参加します。
 - 市や団体が進める自然調査に協力します。
-
- 自然環境の保全、再生活動に参加します。
 - 元荒川の水辺のふれあい空間の整備に協力します。
 - 外来種を移動させたり、管理放棄したりせずに、生態系を守るための行動をします。

事業者の取組

- 事業所周辺の緑化を進めます。
 - 事業所周辺の美化活動を進めます。
-
- 事業者が有している情報の提供に協力します。
 - 従業員の自然学習への参加を支援します。
 - 市が行う自然調査などに協力します。
-
- 自然環境の保全、再生活動に協力します。
 - 元荒川の水辺のふれあい空間の整備に協力します。
 - 特定外来生物対策に協力します。

重点取組1 自然とのふれあいを楽しみます

みんなの取組を支える施策の一部を紹介します！

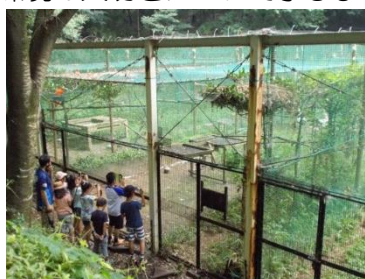
元荒川カヌー環境教室

自然を身近に感じ環境意識を高めることを目的に、普段体験することのできないカヌーに乗りながら、元荒川の川の中や川岸の清掃活動を行います。



コウノトリ親子見学会

豊かな自然のシンボルであるコウノトリの見学などを通じて、たくさんの生きものが生息できる自然環境の大切さについて学びます。



エコツーリズムを体験しよう

身の回りにある里山は、正しく管理をすればたくさんの”恵”を得ることが出来ます。里山の保全から人と自然のつながりの大切さを学ぶことを目的に、里山保全体験を毎年開催します。



野鳥観察会

市内の公園や道を散策しながら、普段は見過ごしている野鳥の観察をします。



【重点取組1により達成をめざす目標】

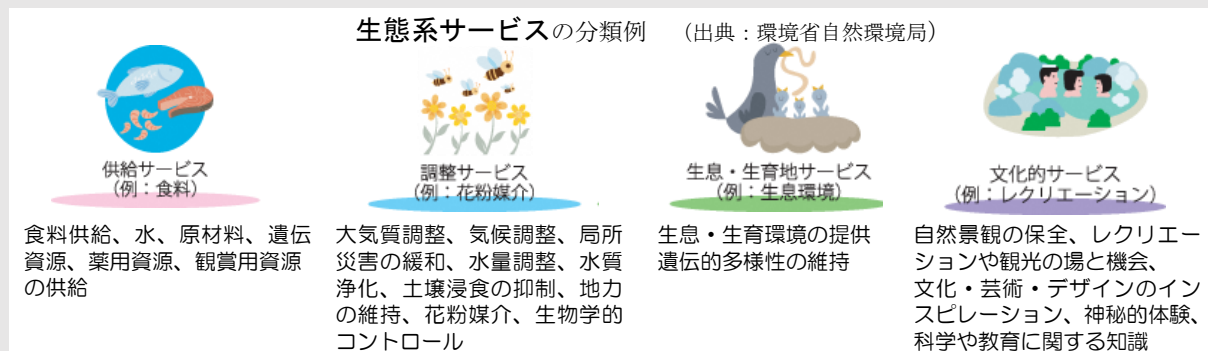
項目	基準	目標	
		H34	H39
生物多様性が保たれていると思う市民の割合	73.7% (H27)	79.7%	☆
自然環境イベント実施回数	4回 (H28)	5回	6回
自然環境イベント参加人数	117人 (H28)	153人	195人
自然とのふれあい空間の整備	未実施	選定条件の設定 調査実施	選定と整備

☆総合基本計画後期基本計画で設定

生物多様性はなぜ大切なの？

生物多様性とは

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上には様々な生きものが生息し、それぞれの生命一つひとつに個性があり、全てが直接的、または間接的につながっています。生物多様性条約では、生態系・種・遺伝子の3つのレベルで多様性があるとしています。私たち人間もそのつながりの中の一員で、様々な恩恵（生態系サービス）を受けています。



しかし、現在、開発や過剰な利用（乱獲）、外来種の持ち込みなどによって、自然状態の約100～1000倍のスピードで生物の絶滅が進んでいると言われています。

生物多様性は生きもの同士のつながりなので、ある種の生物がいなくなると、連鎖的に他の生物にも影響を与える可能性があります。そうなると、今まで生物多様性から受けてきたサービスを受けられなくなってしまうかもしれません。私たちのくらしのためにも生物多様性を守ることが大切なのです。

生物多様性を脅かす外来種問題

外来種とは、元々その地域に生息せず、人間の手によって他の地域から入ってきた生物のことを言います。外国からだけでなく、国内の別の地域から入ってきた生物も同じです。外来種が侵入すると、在来種の捕食や、生息環境の競合、遺伝的に近い種類との交雑による遺伝子のかく乱、また、人間や農作物への被害など幅広い影響が発生します。

外来種のアライグマを駆除しています

アライグマはアメリカからペットとして日本に持ち込まれた外来種で、成獣になると凶暴で飼いきれなくなるなどの理由から捨てられて日本で繁殖しています。外来種の中でも特に生態系や農作物などに与える影響が大きいことから外来生物法で「特定外来生物」に指定されています。

この問題に対応するため市では、「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づきアライグマを殺処分しています。かわいそうに思えるかもしれませんが、本来の生態系を守るためには必要なことです。

このような不遇な扱いを受けてしまう生きものを新たに生まださないためにも、生きものは最後まで責任を持って飼いましょう。



捕獲されたアライグマ

「人にも生きものにもやさしいコウノトリの里 こうのす」を目指して

市では、「こうのす」という市名の由来ともいわれ、市民になじみ深い存在であるコウノトリをシンボルに、多様な生きものが生息可能なエコロジカル・ネットワークの形成を目指しています。

コウノトリ



コウノトリは翼を広げると200cmにもなる大型の鳥で、魚やカエル、昆虫などを食べる水辺生態系ピラミッドの頂点に立つ高次消費者です。一日に500gもの餌を食べるため、餌となる生きものがたくさん生息している必要があります。

かつては日本中にいましたが、乱獲や生息環境の悪化により野生下では一度絶滅しましたが、人工繁殖などの取組が進み、野生下で123羽(平成29年11月現在)が生息するなど、野生復帰の取組は着実に進んでいます。

コウノトリは豊かな自然の象徴

コウノトリが年間を通じて生息、そして繁殖するには、その地域に多様な環境(河川、農地、水路、雑木林、森林、湿地等)があり、かつそれぞれの環境に生きものが豊富に存在する豊かな生態系が整っている必要があります。それは、人間にも暮らしやすい環境とも言えます。

また、コウノトリは、元々、人々の暮らしに近い水辺・里山にすんでいて、かつ、白くて体が大きいので生きものを知らない人の目にもとまりやすく、さらに「幸の鳥」などと呼ばれ、幸せを呼ぶ存在として親しまれていることから、人と自然の共生のシンボルになり得る存在といえます。

つまり、コウノトリがすめる環境を目指すということが、より豊かな環境を育むエコロジカル・ネットワークの形成や、人と自然が共生した、人にも生きものにもやさしいまちづくりを進めることにつながるのです。



コウノトリを頂点とする水辺生態系ピラミッドのイメージ

エコロジカル・ネットワーク(生態系ネットワーク)とは?

生きものが生息する空間が、それぞれ別々に点在していると、生きものはその空間に閉じ込められた状況に陥り、摂餌や繁殖が満足にできず、生息には厳しい環境になってしまいます。それぞれの空間がつながり、生きものが空間を自由に移動できると、生きものが暮らしやすく、より豊かな環境になります。このような、生きものが行き来できる状態の生息空間のネットワークのことを、「エコロジカル・ネットワーク」と言います。

重点取組2 エコライフを楽しみ ^{コッ コッ}CO₂CO₂減らします

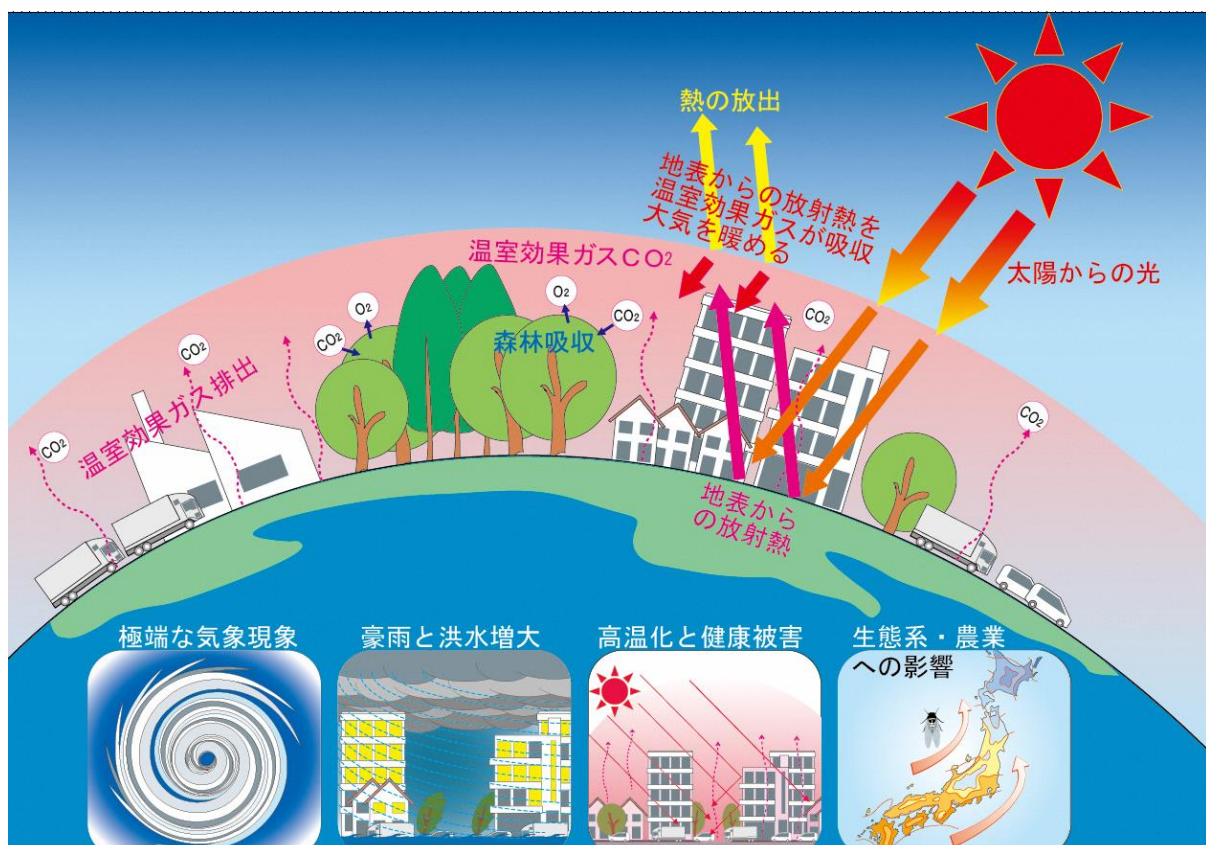
～低炭素社会の実現に向けて～

低炭素社会とは、環境にやさしい再生可能エネルギーや機器の導入、省エネ行動など環境に配慮した行動を徹底することで、地球温暖化の原因であるCO₂などの温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量に抑えた社会のことを言います。

そもそも地球温暖化の原因は、産業活動に伴う石油などの化石燃料を大量に燃やすことや、森林の減少により大気中の温室効果ガスの濃度が高まり、大気における熱の吸収が増えた結果によるものと言われています。

地球温暖化による気温の上昇は世界中で影響をもたらしていますが、私たちが暮らす日本においても、集中豪雨などの異常気象、水量や水質など水資源への影響、動植物の生息域の変化、農作物への影響、熱中症や感染症など健康への影響などが生じています。

このような影響を最小限に留めるため、私たちは、生活や事業活動を環境にやさしいものへと見直し、CO₂排出を抑えることで、地域にも地球にもやさしい低炭素のまちづくりを進めていきましょう。



重点取組2 エコライフを楽しみ CO₂CO₂減らします

毎日の生活の中で楽しんでできるエコライフから始め、再生可能エネルギーなどを有効活用しながら、賢く無駄なくエネルギーを使い、CO₂を減らしていきましょう。

また、避けることができない温暖化による影響に適応できるように、事前に考え備えておきましょう。

2-① エコライフを楽しむ

省エネやエコドライブなどについて考え、ライフスタイルを見直していきましょう。そして、楽しんでできる行動からエコライフを進めていきましょう。

2-② エネルギーをスマートに使う

太陽光や太陽熱などの自然エネルギーを活用していきましょう。

また、無駄なエネルギー利用を減らし、効率的に賢くエネルギーを使いましょう。

2-③ 適応する

地球温暖化など気候変動による影響について考えましょう。

そして、影響に適応できるよう取組や行動を進め、事前に備えましょう。

市の取組

- エコライフ行動の普及を進めます。
- 「COOL CHOICE」運動の普及を進めます。
- 緑や水辺を生かしたクールスポットを整備、紹介します。
- 緑のカーテンなど緑化の普及を進めます。
- 自転車やまち歩きが楽しめる取組を進めます。
- 新エネルギーに関する情報を提供します。
- 新・省エネルギー、次世代自動車の導入を推進します。
- 公共交通機関の利用やエコドライブを呼びかけます。
- 市の施設での省エネルギーを進めます。
- 気候変動による影響について、情報を収集、提供します。
- 鴻巣市への影響について検討し、適応に向けた取組などの検討、対策を進めていきます。

主な関連計画

- 鴻巣市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(H30-H34) ● 鴻巣市都市計画マスタープラン(H21-H37)
- 鴻巣市緑の基本計画 (H21-H37)
- ※ 鴻巣市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び鴻巣市新エネルギービジョンは本計画に包含するものとします。

市民の取組

- エコチェックサマー、ウィンターに参加するなど、家庭のエネルギー使用量削減に努めます。
- 自動車の利用をなるべく控え、まち歩きを楽しんだり、公共交通機関を利用したりします。
- 緑のカーテンなど住宅の緑化を進めます。
- 太陽光や風などを上手に取り込み、エネルギー消費が少ない生活をします。
- 新・省エネルギーや再生可能エネルギーを活用します。
- 自動車に乗るときはエコドライブを心がけます。
- 廃食油の回収に協力します。
- 気候変動による生活や活動への影響について知ります。
- 集中豪雨など、異常気象への対応を考えます。
- 高温化に伴う熱中症など、健康への影響について対応します。

事業者の取組

- 事業活動における省エネ・省資源対策などエコオフィスを実施します。
- 市民が自転車利用やまち歩きが楽しめるよう事業所や周辺の整備に協力します。
- 事業所の省エネルギー化に努めます。
- エネルギーマネジメントシステムや、新・省エネルギーなどの導入を進めます。
- 車両の効率運用やエコドライブの推奨と低炭素車への切替を進めます。
- 公共交通の利用を従業員に推奨、支援します。
- 気候変動による事業活動への影響について考え、事前の対応を図っていきます。

コッ コッ

重点取組2 エコライフを楽しみ CO₂CO₂減らします

みんなの取組を支える施策の一部を紹介します！

住宅用新・省エネルギー機器設置費補助

エネファーム、HEMS 機器や V2H システムなど地球環境に配慮した新・省エネルギー機器を設置される方に補助金を交付します。



公共施設の LED 化

公共施設に蛍光灯型 LED 照明を設置する事業を進めます。LED 照明の導入により、消費電力とそれに伴う CO₂ 排出量が約半分にになります。



緑のカーテンの普及促進

夏の暑い時期における冷房の効率を高めるため、公共施設に緑のカーテンを設置しています。また、市民や事業者が設置した緑のカーテンの出来栄などで選考を行うコンテストを開催します。



エコチェックサマー・ウィンター

家庭の電気使用量をチェックしながら節電に取り組む事業です。成果が電気の削減量として目に見えるので、より効果的に節電に取り組むことができます。



【重点取組2により達成をめざす目標】

項目	基準	目標	
		H34	H39
市域からの CO ₂ 排出量 (エネルギー起源の CO ₂)	540,400t-CO ₂ (H25)	468,876t-CO ₂	429,141t-CO ₂
低炭素社会を意識して生活している市民平均実践項目数 (個)	4.58 個 (H27)	4.58 個	☆
エコチェックサマー・ウィンターへの参加者数	— (H29 より実施)	200 人	318 人
市の事務事業からの CO ₂ 排出量	9,329,801t-CO ₂ (H28)	※第4期見直し時に設定	※第5期見直し時に設定
コミュニティバスの年間利用者数	522,753 人 (H27)	617,623 人	☆

☆総合振興計画後期基本計画で設定

重点取組 2 の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）への位置づけ

本計画の重点取組 2 では、低炭素社会の実現のための取組を、市民・事業者・市ごとに整理してきました。今後も鴻巣市ではこの取組を推進するために、鴻巣市全体から発生する温室効果ガスの排出を削減するための基本的事項を以下のとおり整理しました。

また、この重点取組 2 を「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に位置付けます。

【計画期間】平成 30（2018）年度から、国の目標と合わせ平成 42（2030）年度とします。
（温室効果ガス排出量の基準年度も平成 25（2013）年度とします。）

【対象ガス】国の地球温暖化対策計画が対象とする温室効果ガスのうち、市域から排出される温室効果ガスの 9 割以上を占めるエネルギー起源の CO₂ を対象とします。

【目 標】国の削減目標に準じて、取組を進めていきます。

【国の地球温暖化対策計画の目標（パリ協定での日本の約束草案）】

●温室効果ガス排出削減目標

平成 42（2030）年度の温室効果ガス排出量
平成 25（2013）年度比▲26%の水準
（平成 17（2005）年度比▲25.4%の水準）

●エネルギー起源 CO₂ の削減目安

- ・全体で平成 25（2013）年度比▲25.0%の削減
- ・部門別の削減目安（右表参照）

エネルギー起源 CO₂ の部門別削減目安

部門	2013 年度比削減率
産業部門	▲ 7%
業務その他部門	▲40%
家庭部門	▲40%
運輸部門	▲28%
エネルギー転換部門	▲28%

【鴻巣市域からの温室効果ガス排出状況と特性】

平成 26（2014）年度のエネルギー起源の CO₂ 排出量は、51 万 9 千 8 百 t-CO₂ で、部門別排出割合は運輸部門 30%、家庭部門 28%、産業部門 26%、業務部門 13%となっています。家庭部門と運輸部門からの排出が 6 割近くを占めています。運輸部門は自動車（自家用車含む）からの排出が大半で、産業部門は 9 割以上が製造業からの排出量となっています。

近年、東日本大震災以降の省エネルギーへの取組や新・省エネルギー機器の利用などにより、排出量は減少傾向となっています。



出典: 埼玉県の温室効果ガス排出量「市町村における温室効果ガス排出量」

COOL CHOICE（賢い選択）について

「COOL CHOICE」^{クール チョイス}とは、2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、省エネ・低炭素型の製品への買い替え・サービス利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組のことです。



COOL BIZ と WARM BIZ

” 冷房時の室温 28 度 ” ” 暖房時の室温 20 度 ” にして快適に過ごすライフスタイルを推奨する取組です。過度の冷暖房の使用を抑えることにより、エネルギー使用の削減ができます。

エコドライブ

” ムダなアイドリングを抑える ” ” 不要な積み荷を降ろす ” など、環境に配慮した運転を推奨する取組です。もし日本中がエコドライバーになったら車から排出される CO2 排出量を 10% 程度削減できます。



できるだけ一回でうけとりませんかキャンペーン

” 受け取る時間帯や場所を指定する ” などできる限り 1 回で宅配物を受け取る取組です。宅配物が再配達されている割合は全体の 2 割で、再配達に多くの燃料と労力が使われているのが現状です。

スマート・ムーブ

” 公共交通機関の利用 ” ” 徒歩 ” などエコで賢い移動方法を選択し、CO2 排出の少ない移動にチャレンジする取組です。エコだけでなく、健康や快適等にも寄与する「移動方法」を見直してみませんか？



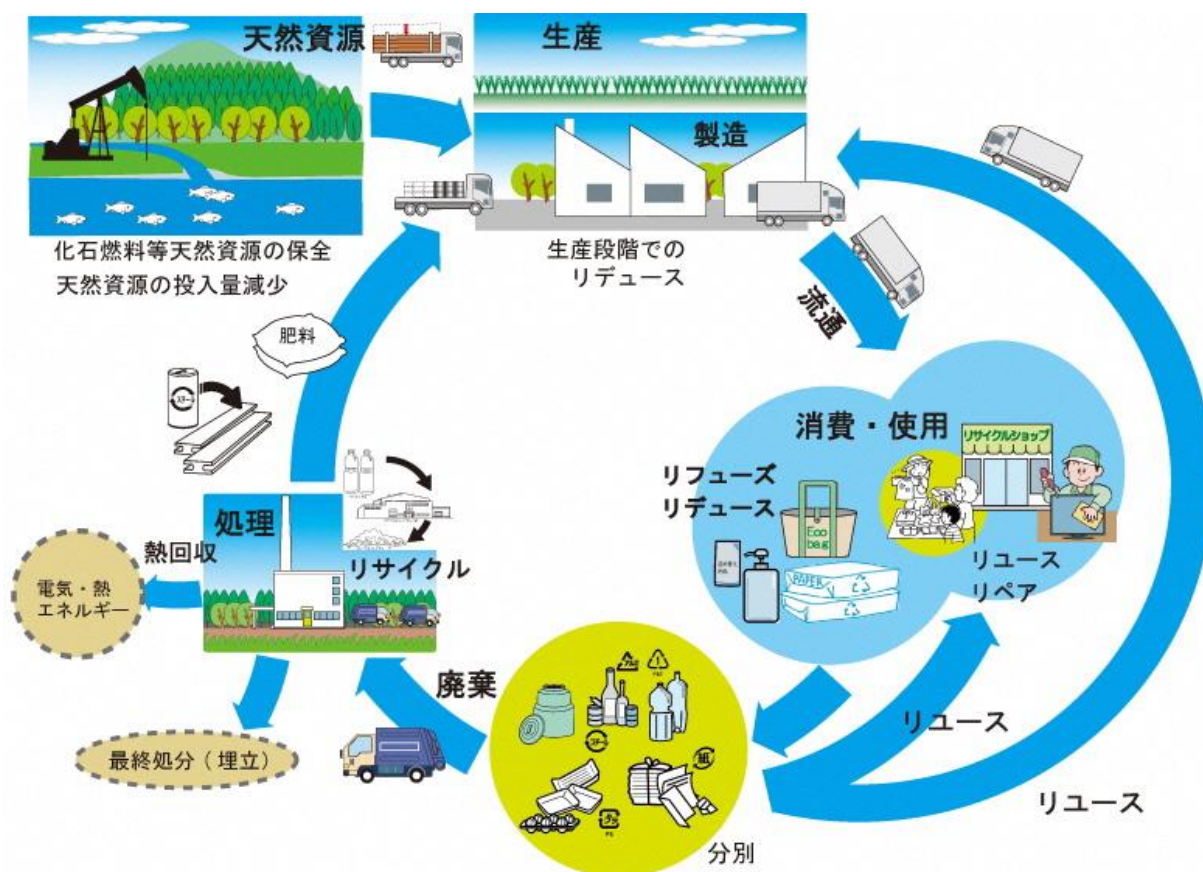
重点取組3 4Rを進め 資源を有効に活用します

～循環型社会の実現に向けて～

循環型社会とは、ごみをなるべく出さず、使えるものはできるだけ資源として使い、使えないものは適正に処分を行うことで、天然資源の消費を抑制し環境への負荷をできる限り減らす社会のことです。

私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の中で、たくさんのものにあふれた大変便利で豊かな生活を送ってきました。しかし、その一方で、地球上の限りある資源やエネルギーの大量消費、大量のごみの排出などにより、天然資源の枯渇、環境破壊、埋立地の不足など様々な問題を引き起こしてきました。

これらの問題を解決するために、ライフスタイルや経済活動を根本的に見直し、ごみがなるべく出ないようにする、ごみになりそうなものは断る、使えるものは捨てずに再利用する、きちんと分別し再資源化するなど、4Rの取組を進め、くらしや環境にもやさしい循環型社会づくりを進めていきます。



重点取組3 **4Rを進め 資源を有効に活用します**

私たちの生活や事業活動から排出されるごみの処理について見直し、環境にやさしい行動を選択することでごみの排出量を減らしていきましょう。

3-① 減らす

廃棄物の発生抑制や減量化など、ごみの発生を減らす取組を進めていきましょう。

3-② 再利用する

資源回収、再生資源の活用など再利用を進め、資源が循環するまちづくりを進めていきましょう。

3-③ 適正に処理する

ポイ捨てや不法投棄をなくし、廃棄物が適正に処理されるまちづくりを進めましょう。

市の取組

- マイバッグ運動によるレジ袋削減を推進します。
 - 家庭の生ごみの水切りを推進します。
 - 食品ロスを削減するため、食品の計画的な購入と消費、3010運動等を推進します。
 - 燃やせるごみへの混入が多い雑古紙の正しい分別方法について啓発を行います。
 - 生ごみ処理機器購入費補助金制度を推進します。
-
- 集団回収、資源回収事業を促進します。
 - 廃食用油のリサイクルを推進します。
 - 焼却に伴う余熱の有効利用を環境資源組合と推進します。
 - グリーン購入を推進します。
-
- 不法投棄やポイ捨て防止の普及や対策などを進めます。
 - 鴻巣市環境衛生連合会の活動を支援します。
 - 高齢世帯などごみ出し困難世帯への対応を進めます。
 - ごみの広域処理と効率的な資源化など、ごみ処理体制を整備します。
 - 災害廃棄物処理への対応を進めます。

主な関連計画

- 鴻巣市一般廃棄物処理基本計画（H29-H38）
- 第7期鴻巣市分別収集計画（H26~H30）

市民の取組

- 普段の生活で詰め替え商品を選ぶ、マイバッグやマイ箸を持参する、レジ袋や過剰包装を断る。
- 家庭から生ごみを出す前の水切りの徹底、生ごみ処理機の活用などにより生ごみの減量化に努める。
- 食品の計画的な購入により食品ロスを削減する。
- ごみや資源の分別を徹底、資源回収に協力します。
- 集団回収に協力します。
- リサイクルショップやリサイクルマーケットの利用や再生材で作られた製品の利用など、再生品の利用拡大に努めます。
- ボイ捨てや不法投棄をなくします。
- クリーン鴻巣市民運動やひろえば街が好きになる運動に参加・協力します。
- ごみ処理の実態を知り、適正処理に協力します。

事業者の取組

- 生産、流通過程で発生する廃棄物を抑制します。
- 製造業者は、消費した後ごみが出ない製品や再資源化しやすい製品の開発を目指します。
- 小売業者はリサイクル品の取り扱い、簡易包装の実施、マイバッグ運動などに取り組みます。
- 法令に基づくリサイクルや市と連携したリサイクルの仕組み作りに取り組みます。
- 再生品の利活用に取り組みます。
- 食品関連事業者は法令に基づき、食べ残しや賞味期限切れの商品の削減やリサイクルの取組を推進します。
- 事業所周辺の清掃など環境美化活動を進めます。また、市や団体が実施するクリーン活動などに協力します。
- 市民や市が進める4R活動やごみの減量・資源化に協力します。
- 事業系ごみのゼロエミッション化を進めます。

重点取組3 4Rを進め 資源を有効に活用します

みんなの取組を支える施策の一部を紹介します！

ごみの減量・資源化に向けた意識啓発

ごみの減量・資源化・適正な分別を促すために、各種イベントや駅前でポイ捨て禁止の啓発用ティッシュ配布などの啓発活動を行います。



生ごみ処理機器の購入費補助

家庭から排出される生ごみの減量化を推進するために生ごみ処理機、コンポスト容器、EMボカシ容器の購入者に対して購入費の一部補助を行います。



クリーン鴻巣市民運動

「自分たちのまちは自分たちの手できれいにしよう！」を合言葉に市民による地域の清掃活動を春・秋の年に2回実施します。



廃食油の回収とBDFの精製

川の水質浄化、ごみの減量、環境にやさしいBDF（バイオディーゼル燃料）の精製を目的に廃食油を回収しています。BDFは中学校給食センターにボイラー燃料として投入します。



【重点取組により達成をめざす目標】

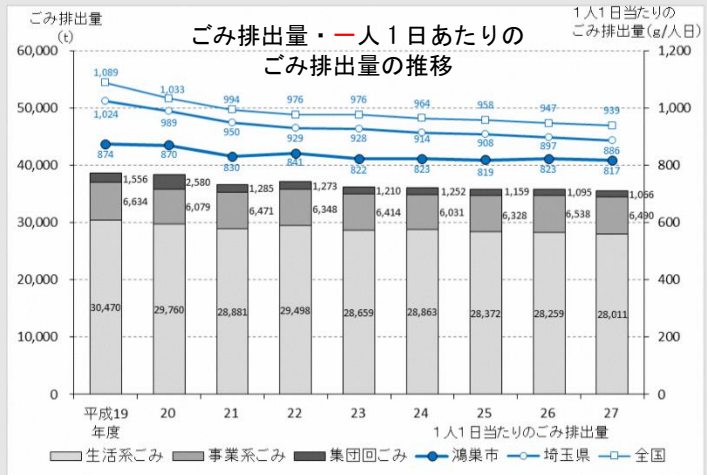
項目	基準	目標	
		H34	H39
一人1日あたりのごみ総排出量	823g (H26)	796g	780g
資源化率Ⅰ	20.0% (H26)	20.1%	20.1%
クリーン鴻巣市民運動（春・秋）・ひろえば街が好きになる運動参加者数直近3年間平均	22,086人 (H28)	23,190人	24,295人
廃食油の回収量	6,776ℓ (H28)	7,115ℓ	7,454ℓ

鴻巣市内から排出されるごみについて

【一人1日当たりのごみの排出量】

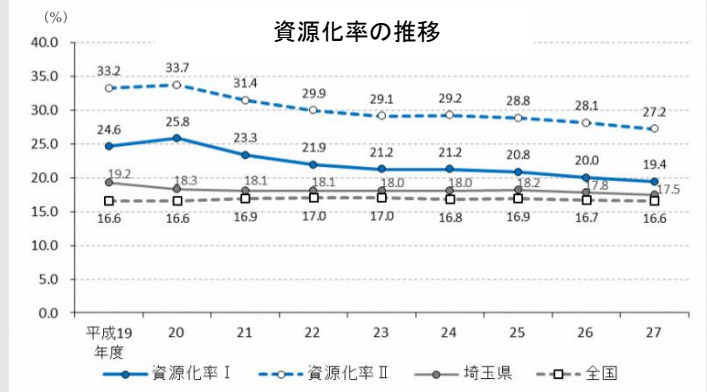
2015（H27）年度のごみ排出量は 35,567t で、生活系ごみは全体の約 8 割を占めています。

市民一人1日当たりのごみ総排出量は 817g で、国や県の平均より少なく推移しています。



【資源化率】

資源化率は国や県の平均を上回っていますが、資源化率Ⅰ、Ⅱともに低下傾向にあります。



鴻巣市一般廃棄物処理基本計画において目標を設定しました

ごみ減量や再資源化の推進を目指し策定された「鴻巣市一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年 3 月改定）」の中で、数値目標が設定されています。この目標では、一人ひとりのエコライフの実践及び更なるごみの減量・資源化を進めることとしています。

指標	対象ごみ	数値目標（基準年度比削減量）	
① 一人1日当たりの家庭ごみ排出量	家庭ごみ (燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源類)	中間目標 (H33)	630g (H26 比約 18g 減)
		最終目標 (H38)	615g (H26 比約 33g 減)
② 事業系ごみ排出量	事業系ごみ (燃やせるごみ、粗大ごみ)	中間目標 (H33)	6%減 (H26 比)
		最終目標 (H38)	10%減 (H26 比)
③ 一人1日当たりのごみ総排出量*1	家庭ごみ、事業系ごみ、集団回収	中間目標 (H33)	800g (H26 比約 23g 減)
		最終目標 (H38)	783g (H26 比約 40g 減)
④ 資源化率Ⅰ	資源類 (家庭系+事業系+集団回収) /ごみ総排出量	中間目標 (H33)	20% (H26 の値を維持)
		最終目標 (H38)	20% (H26 の値を維持)
⑤ 資源化率Ⅱ	(直接資源化量+施設資源化量+集団回収量) /ごみ総排出量	中間目標 (H33)	28% (H26 の値を維持)
		最終目標 (H38)	28% (H26 の値を維持)

注) *1 一人1日当たりの家庭ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の2つ削減目標を達成した後の数値

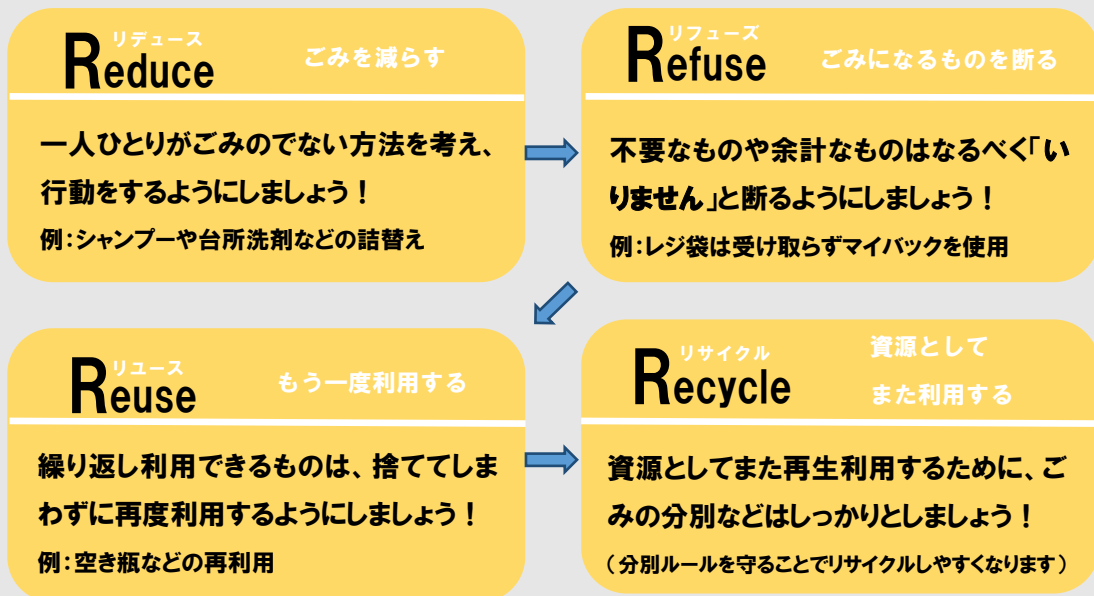
資料：一般廃棄物処理基本計画

ごみを減らすために私たちができること・・・

【4Rについて】

ごみを減らし、循環型社会を構築していくためのキーワードが「4R」で、Reduce（リデュース：減らす）、Refuse（リフューズ：断る）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったものです。

Reduce	(リデュース)	減らす	2 R	3 R	4 R
Reuse	(リユース)	再利用			
Recycle	(リサイクル)	再資源化			
Refuse	(リフューズ)	断る			



“➡”の優先順位で取り組むことが効果的です。

鴻巣市の“家庭ごみ減量チャレンジ33”の取組について

家庭ごみの排出量削減目標は、一人1日当たり33gです。
皆さんによる毎日の取り組みの積み重ねが重要です。

<p>マイバックを持参し、 レジ袋を断る</p> <p>レジ袋1枚 4～10g</p>	<p>生ごみの水切りを徹底する</p> <p>水切り1回 10～30g</p>	<p>マイボトルや マイカップを使用する</p> <p>ペットボトル 500ml 一本 40g</p>
---	---	---

4-2 各分野に共通する基本的な取組

共通基本取組1 身近な環境に興味を持ち 改善に向け行動します

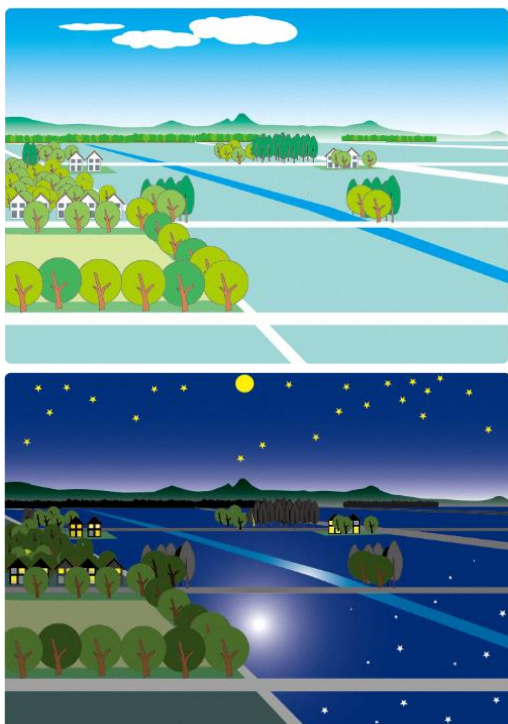
～安心・安全な社会の実現に向けて～

空気や水、土がきれいに保たれていることは、私たちが安全で安心して暮らしていくための基本的な条件です。しかし、私たちの手でそれらを脅かしているかもしれません。

例えば、私たちの生活から出る排水や自動車の排気ガスなどは、川や大気を汚し、近隣や河川の下流域、果ては遠く離れた地域の人々、さらに、人間だけではなく多くの生きものにも大きな影響を与えています。

このようなことを考えながら、日々の生活から出る環境汚染物質を減らす努力をしていくことが必要です。

鴻巣市の環境白書である「鴻巣市の環境」で、大気汚染や水質、騒音、振動などの鴻巣の環境情報を提供しています。このような情報を有効活用しながら、身近な環境について知り、自らの生活が与える影響について考え、改善に向け行動することによって、安全・安心に暮らせる快適なまちを目指していきましょう。



空気がきれいで静かなまち



多様な生きものとふれあえる水がきれいなまち

共通基本
取組 1

身近な環境に興味を持ち 改善に向け行動します

鴻巣市の環境などの環境情報を有効活用し、身近な環境について知り、自分が与えてしまっている影響について考えてみましょう。そして、環境汚染物質をなるべく出さず、近隣の住民にも配慮した行動を心がけてみましょう。

4-① 環境を監視・調べる・知る

環境に関心を持ち、環境の状況を知り、改善に努めていきましょう。

4-② 改善する・リスクを減らす

毎日の生活や経済活動から環境への負荷を減らしていきましょう。

市の取組

- 大気汚染物質や水質などの調査・監視を進めます。
 - 県の調査・監視に協力します。
 - 光化学スモッグ注意報やPM2.5の注意喚起など、市民の健康に係る情報を速やかに提供します。
 - 市及び県の調査、監視結果を「鴻巣市の環境」にまとめ、市民等に提供します。
-
- 公害苦情への確に対応します。
 - 監視や規制・指導の実施など、事業活動に伴う環境汚染の防止や未然防止を進めます。
 - 汚水処理や生活排水対策を進めます。また、日常生活に伴う環境負荷の低減を図っていきます。
 - 有害化学物質などの情報の提供と使用の低減に向けた普及啓発などを進めていきます。

主な関連計画

- 鴻巣市水道事業基本計画（H19-H32）
- 鴻巣市都市計画マスタープラン（H21-H37）
- 鴻巣市緑の基本計画（H21-H37）
- 鴻巣市農業振興地域整備計画書（H19～）

市民の取組

- 市の安全や健康に係る警報、注意情報を知り、適切な対応に努めます。
 - 「鴻巣市の環境」や市のHPなどを利用して身近な環境の状況を知ります。
 - 環境問題や環境の状況について、家族やみんなまで話し合い、考えます。
-
- 騒音・振動や悪臭などの身近な公害を発生させないように注意します。
 - 大気や水質などの保全に向け、適切な自動車利用や生活排水対策を進めます。
（下水道への接続や合併処理浄化槽の導入、適正な維持管理など）
 - 健康や環境に有害な物質や物質を含む製品等の使用を控え、適正に使用します。

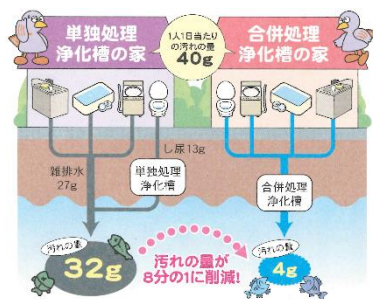
事業者の取組

- 環境汚染や公害防止に係る調査・監視の実施と情報を提供します。
 - 市の安全や健康に係る警報、注意情報を知り、適切な対応と対策に協力します。
 - 「鴻巣市の環境」や市のHPなどを利用して身近な環境の状況を知ります。
-
- 県や市の事業所への立ち入り検査や指導等への協力、事業所の環境汚染や公害防止対策を進めます。
 - 健康や環境に有害な物質が含まれる製品等の製造や販売の自粛、使用量の削減に努めます。
 - 有害物質等の使用・管理情報を提供するなど、環境リスクの低減に努めます。

みんなの取組を支える施策の一部を紹介します！

合併処理浄化槽設置費補助

市街化調整区域内のくみ取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため補助金を交付します。



公害の防止

大気・河川水等の環境調査を毎年行い、環境汚染の実態を把握し市民へ公表します。環境汚染物質の発生源となる事業者の自主的な環境保全活動を促します。



◆コラム◆「鴻巣市の環境」で環境について考えてみましょう！

「鴻巣市の環境」は、鴻巣市環境基本条例第8条の規定により、毎年公表する本市の環境白書です。

本市における公害苦情、廃棄物、自然環境関係、大気環境、水環境、騒音・振動、悪臭、ダイオキシン類の環境の状況や本市が講じた環境の保全及び創造に関して実施した取組について報告しています。

「鴻巣市の環境」を見て、市の環境の状況や環境基本計画の取組の進捗状況などを確認し、自分にできることを考え実行してみましょう。



【共通基本取組により達成をめざす目標】

項目	基準	目標	
		H34	H39
生活環境について、快適で安全に住めるとする市民の割合	73.4% (H27)	73.4%	☆
汚水処理人口普及率	86.7% (H27)	93.7%	☆
河川の水質値(BOD、過去5年平均)	3.5mg/L (H27)	3.5mg/L	☆
個人に起因する公害苦情件数	310件 (H27)	310件	☆

☆総合振興計画後期基本計画で設定

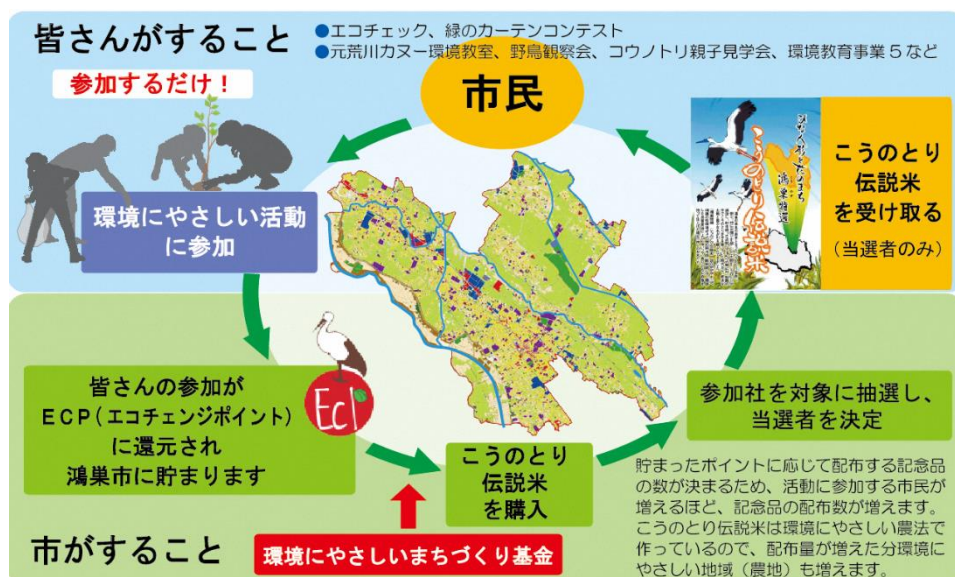
共通基本取組2 環境に関心を持ち 活動に参加します

～協働社会の実現に向けて～

これまで見てきたように、環境問題は私たち自身、私たちの将来に深く関係する問題で、市、市民、事業者の皆さんが、環境との関わり合いを正しく理解した上でお互いが協力し、解決に向け行動していかなければなりません。

今日、高齢社会の突入や地方分権の流れなど、多様化・複雑化する市民ニーズは行政主導のやり方では対応できないのが現状です。今後、直面をする地域問題に迅速に対応するためにも、「自分たちのまちは自分たちで作っていこう」といった意識のもと、多様な担い手が協働しながらまちづくりを進めていく必要があります。

まずは、環境について関心を持ち、活動に参加することで、環境に対する理解やお互いの交流を深めていきましょう。また、環境づくりの担い手となる子どもたちへの環境学習をみんなで支えていきましょう。



環境に関心を持ち 活動に参加します

環境に関心を持ち、市や地域・市民団体・事業者が行う環境に関するイベントに参加し、人々との交流を広げていきましょう。また、子どもたちの環境学習をみんなで支えていきましょう。

取組の方向

5-① 学ぶ・考える

地域の環境や環境問題について学び・考える機会を増やし、子どもたちの環境学習をみんなで支えていきましょう。

5-② 行動する

環境に関するイベントに積極的に参加して交流を深め、協働による環境保全を進めていきましょう。

市の取組

- 環境教育、環境学習の機会を充実し提供していきます。
 - 環境教育、学習の教材の充実と提供を進めます。
 - 子どもや市民等の環境学習、体験学習における交流機会を提供します。
-
- 市や地域住民、市民団体、事業者などが行っている環境活動や環境に関わる情報を整理し、発信していきます。
 - 環境活動への参加機会の充実、環境フォーラム開催など、交流と環境活動の“環”づくりを進めます。
 - 環境にやさしいまちづくり基金を有効活用し、環境活動を活性化します。

主な関連計画

- 第2期鴻巣市教育振興計画（H27-H31）
- このす男女共同推進プラン（H24-H31）

市民の取組

- 環境に関心を持ち、自ら学びます。
- 市や地域住民、市民団体、事業者などが行う環境活動やイベントを調べます。
- 自分の知識や体験を活かし、子どもの環境教育、学習を支援します。

- 環境イベント、活動に参加、協力し、交流を深めます。
- ライフスタイルを見直し、できることから環境保全の行動や活動を進めます。

事業者の取組

- 従業員の環境教育を進めます。
- 事業所のノウハウなどを活かし、市民や子どもの環境学習を支援します。

- 事業活動を見直し、環境にやさしいものへと変えていきます。
- 環境イベントに積極的に参加し、交流の“環”を広げていきます。

みんなの取組を支える施策の一部を紹介します！

エコチェンジポイント鴻巣の実施

対象となる環境活動に参加すると、抽選でこのとり伝説米がもらえる事業です。市民が参加した分だけ伝説米の配布量が増えます。活動への参加を促すと同時に、環境にやさしい農業を後押しすることにもつながります。

対象となる環境活動

- ・元荒川カヌー環境教室
- ・緑のカーテンコンテスト
- ・コウノトリ親子見学会
- ・野鳥観察会
- ・エコツーリズムを体験しよう
- ・エコチェックサマー・ウィンターなど



環境にやさしいまちづくり基金の活用

ふるさと納税や寄付などを積み立てた環境にやさしいまちづくり基金は、エコチェンジポイント鴻巣（左記）のような市民の環境に対する意識を高める活動などに活用されています。



◆コラム◆子どもといっしょに、環境について学び、環境意識を高めましょう。

子どもの頃から環境について学び、考え、活動していく“力”を育てていくことが求められています。環境アンケートでも市民のほとんどが環境教育・学習を重要としています。

埼玉県では、こどもエコクラブ活動や体験機会の充実、親子で楽しむ環境学習ガイドブックの作成などの取組を進めています。

市も、環境教育副読本「エコアップこのす」を活用するなど学校での環境学習を進め、一人ひとりの環境意識を高めています。



※図は左から、県の親子で楽しむ環境学習ガイド、エコアップこのす小学校3・4年生用、小学校5・6年生用、中学生用

【共通基本取組により達成をめざす目標】

項目	現状	目標	
		H34	H39
環境イベント参加者数	172人 (H28)	441人	587人
エコチェンジポイント数	H29年度より実施	11,743ポイント	16,842ポイント

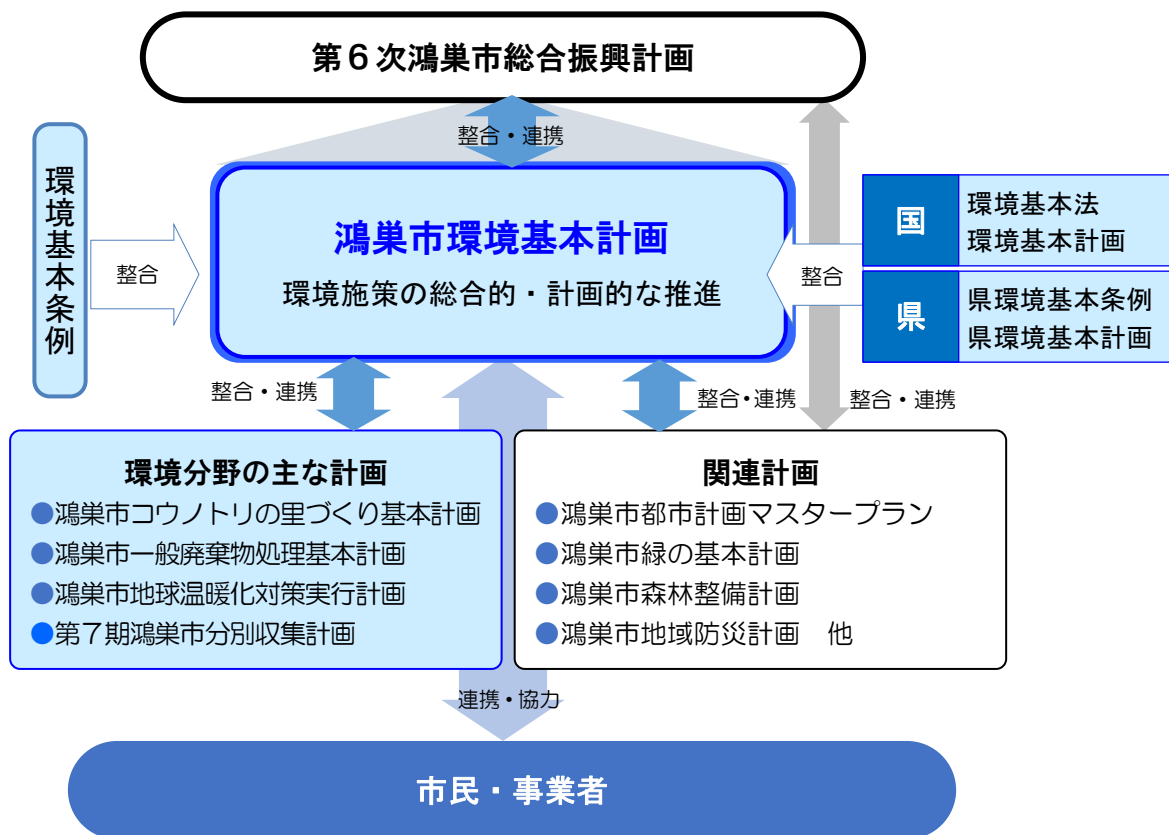
第5章

計画を推進していくために

この計画がめざす望ましい環境像や基本目標を実現していくためには、市民・事業者・市のそれぞれが役割を理解し、ライフスタイルや事業活動を見直し、協働のもと計画に掲げられた取組を積極的に進めていくことが大切です。

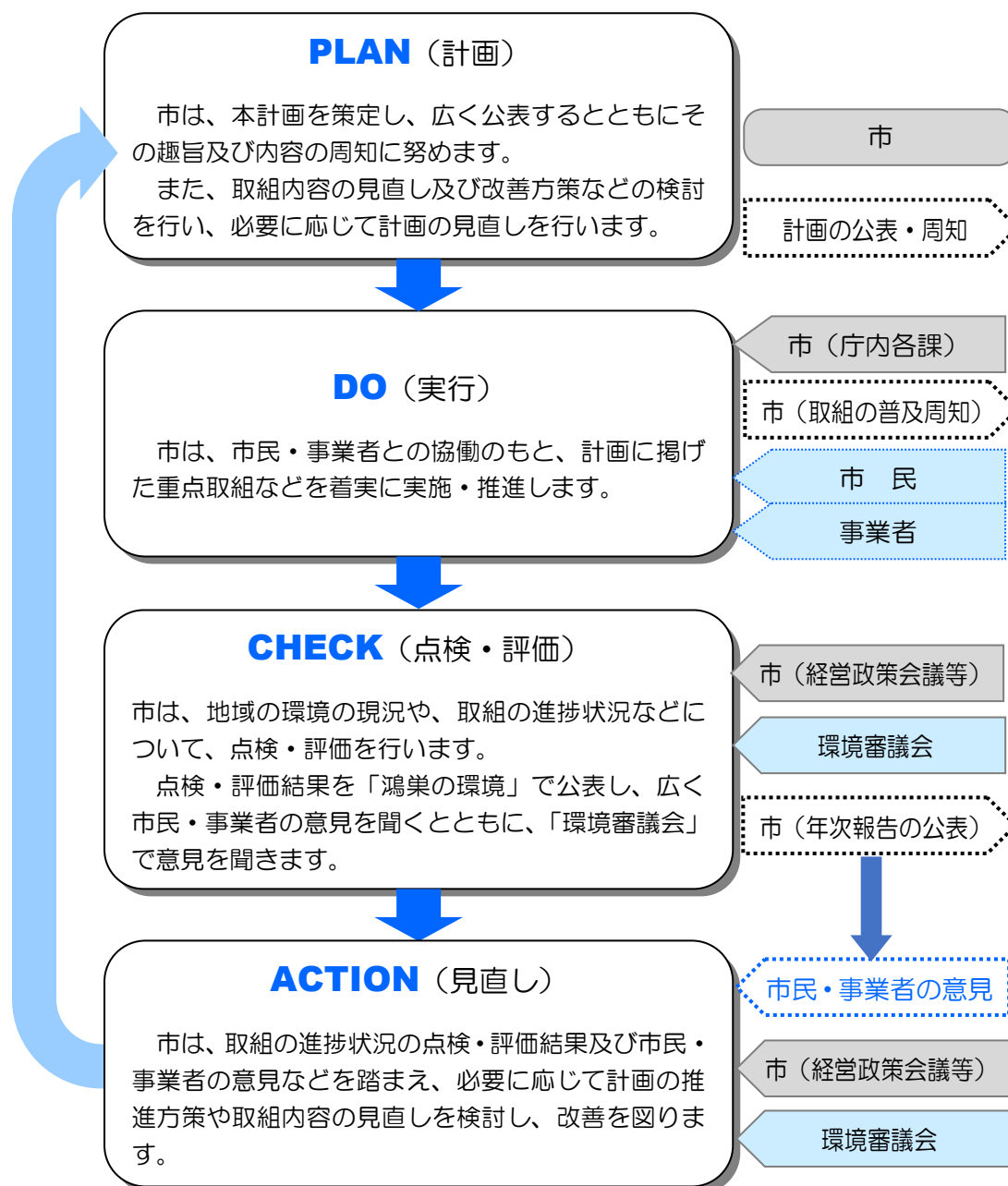
1 本計画の位置づけ

この計画は、「第6次鴻巣市総合振興計画」の環境政策の個別計画として位置付けます。また、環境はさまざまな分野に関係しているので、関連する計画と連携を図り、市民・事業者との協働のもと、環境の保全及び創造に係る取組を総合的・計画的に進めていきます。



2 計画の進行管理

この計画に掲げられた取組を、着実かつ効果的に進めていくため、PDCAサイクルを活用し取組の進行管理を行います。





1 鴻巣市環境基本条例

平成 12 年 6 月 30 日条例第 44 号

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、生活の利便性や物質的な豊かさが高まる一方で、資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

鴻巣市は、古くから中山道の宿場町として栄え、主に、ひな人形などの伝統工芸と商業を中心に発展し、また、荒川及び元荒川が流れる平たんで肥よくな土地であることから、米麦を主体として農業から、近年では花きや果樹栽培も盛んである。しかし、住宅の建設、工場の進出等が進み、昔ながらの田園都市の姿は変ぼうし、多くの自然が失われつつある。また、生活排水による公共用水域の水質の悪化や自動車交通公害などの都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物問題が深刻化しつつある。更に今日では、技術革新と消費の多様化に伴う化学物質等による環境汚染など新たな環境問題が生じている。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、人類共通の財産である。私たちは、このことを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかななければならない。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、自然と人間が共生できる環境にやさしいまち鴻巣市をつくるため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び民間で組織する団体（以下「民間団体」という。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利の実現を図るとともに、人類の存続基盤である環境が将来の世代に継承されることを目的として、適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、国際的な協力の下に適切に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に参画し、及び協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に参画し、及び協力する責務を有する。

(民間団体の責務)

第7条 民間団体は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その活動において環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、民間団体は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に参画し、及び協力する責務を有する。

(報告書)

第8条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を鴻巣市議会及び鴻巣市環境審議会(以下「審議会」という。)に提出するとともに、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮の優先

第9条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画の策定)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、鴻巣市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いたうえ、審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(行動指針の策定)

第11条 市長は、環境基本計画に基づき、市、市民、事業者及び民間団体がそれぞれの責務に応じて環境の保全及び創造に資するように行動するための具体的な指針を定め、その普及及び啓発に努めるものとする。

第3節 市が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(環境基本計画との整合)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすと認められるすべての施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制及び誘導の措置)

第14条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全その他の環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制及び誘導の措置を講ずるように努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制及び誘導の措置を講ずるように努めるものとする。

(歴史的景観を保全するための措置)

第 15 条 市は、歴史的景観を保全するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(都市景観を保全するための措置)

第 16 条 市は、良好な都市景観を保全し、又は形成するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(助成措置)

第 17 条 市は、市民、事業者又は民間団体が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを援助するため、必要かつ適正な助成措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第 18 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 19 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民、事業者及び民間団体が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の環境保全活動の促進)

第 21 条 市は、市民、事業者又は民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 22 条 市は、第 20 条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等の保全活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民及び民間団体の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第 24 条 市は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(調査等の体制の整備)

第 25 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視、測定及び検査の体制を整備するものとする。

(環境監査の普及等)

第 26 条 市は、事業活動が環境に与える影響について事業者が自主的に行う監査の普及に努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第 27 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

第 4 節 地球環境の保全及び国際協力

第 28 条 市は、地球環境の保全について国際的な認識及び協力のもとに、国、県及び他の地方公共団体と連携し、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

第 3 章 国、県及び他の地方公共団体との協力等

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第 29 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(市民等との協働)

第 30 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市、市民、事業者及び民間団体が協働して推進することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

